

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休むとき、
翌日の翌日)

目 次

◇規

則 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◇告

示 昭和四十七年度鳥取県人口移動調査要綱

飼料の分析検査の概要

土地改良法による換地計画の決定

土地改良法による換地計画の適否の決定

◇公

告 齒科技工士試験の実施

齒科衛生士試験の実施

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和四十七年三月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十六年十二月鳥取県条例第五十一号）中別表の第一種県営住宅の表の面影第二団地に関する部分及び同表の第二種県営住宅の表の宝木団地に関する部分の施行期日は、昭和四十七年三月十八日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年三月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十一号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中

面影第一 七、六五〇円

を

面影 面影

第一	七、六五〇円
第二	七、九九〇円

に改め、同表の第二種県営住宅の表中

福守第四

四、四五〇円

を

福守第四	四、四五〇円
宝 木	四、三四〇円

に改める。

この規則は、昭和四十七年三月十八日から施行する。

附 則

告 示

鳥取県告示第百八十六号

鳥取県統計調査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第七号)に基づき、

昭和四十七年度鳥取県人口移動調査を次の要綱により行なうので、同条例
第二条の規定により告示する。

昭和四十七年三月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十七年度鳥取県人口移動調査要綱

一 調査の目的

この調査は、本県における住民の移動状況をは握し、市町村別人口の
推計及び県の施策の立案の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の対象

この調査は、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第二十
二条及び第二十四条の規定により届出をする転出入者並びに同法第八
条の規定により職権で住民票に記載され、又は消除された転出入者につ
て行なう。

三 調査事項

1 転入者

- (一) 県外(外国を含む。以下同じ。)から転入した者の従前の住所地、性別、年齢、従事しようとする産業及び移動理由
- (二) 県内から転入した者の従前の住所地、性別、年齢、従事しようとする産業及び移動理由
- (三) 職権により記載された転入者の性別、年齢、従事している産業及び移動理由

2 転出者

- (一) 県外へ転出する者の従前の住所地、性別、年齢、従事していた産業及び移動理由
- (二) 職権により消除された転出者の性別、年齢、従事していた産業及び移動理由

四 調査の期間

この調査は、昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月末日までの
期間に毎月行なう。

五 調査の方法

この調査は、知事が市町村長に委託して行なうものとし、転出入者につ
いては、移動される人の状況調査票に、職権により記載され、又は消
除された者については、職権記載(消除)者調査票に申告者が所定の事
項を記入して行なう。

六 申告者

1 転出入者については、届出者(本人若しくは世帯主又はその世帯に
属する者に代わつて届出をする者)

2 職権により記載され、又は消除された者については、当該市町村長
 七 調査票の提出期限
 市町村長は、調査票の各月分を翌月十五日までに知事に提出しなければならぬ。
 八 結果の公表
 この調査の結果は、鳥取県発行の「統計月報」に公表する。

九 関係書類の保存期間及び保存責任者
 関係書類の保存期間は、二年間とし、保存責任者は、知事又は市町村長とする。

鳥取県告示第百八十七号

飼料の品質改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第一項の規定に基づき昭和四十六年十二月に収去した飼料の分析検査の概要を、同法同条第四項の規定により、別添のとおり告示する。

昭和四十七年三月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録飼料

製造事業場の所在地および名称	登録番号	検査結果				収去年月日その他事項
		粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	
神戸市葦合区小野浜町1番地の1地先 日清製粉株式会社神戸工場	69TD第277号	17.0 17.0	2.0 2.0	6.0 2.8	11.0 9.4	昭和46年12月22日 米子市離町3丁目102番地 鳥根飼料産産株式会社
日清印成鶏用完全配合飼料 ニューレグホソット	69TD第276号	15.0 15.4	2.0 2.3	6.0 2.7	11.0 10.0	米子営業所 飼料倉庫
日清印成鶏用完全配合飼料 日清チツク	69TA第12号	21.0 21.3	2.0 3.0	6.0 2.6	9.0 11.6	粗灰分過剰
日清印中雛育成用完全配合飼料	69TB第15号	17.0 17.5	2.0 3.0	6.0 2.6	9.0 7.5	
日清印大雛育成用完全配合飼料 新大雛	71TC第25号	14.0 14.8	2.0 2.7	6.0 3.4	10.0 8.3	

姫路市飼鹿区細江字浜万才1290		アミノ飼料工業株式会社姫路工場		味えさ完全配合飼料専用種		フロイラーチツク		71T E第6号	23.0 23.2	4.0 6.3	5.5 2.3	8.5 6.4	昭和46年12月22日 米子市中島1本松 西部米穀卸協同組合 飼料倉庫
味えさ完全配合飼料		若肉鶏フロイラー用		71T E第20号	16.5 17.6	3.0 4.5	4.5 2.5	7.0 5.5					
味えさ完全配合飼料		養豚前期サンエース		71B B第13号	16.0 17.9	2.0 5.1	6.0 2.0	9.0 6.2					
玉野市築港5967番地 中国飼料合資会社		カネニ印完全配合飼料		ほ乳期子豚育成用 ニューマザーB		第4788号	21.0 23.2	2.5 5.2	4.0 2.8	8.0 5.9	昭和46年12月22日 米子市目久美町173 (有)高野令一商店 飼料倉庫		
カネニ印完全配合飼料		成種豚用		第4887号	16.0 16.3	1.5 4.2	8.0 4.9	10.0 6.9					
カネニ印完全配合飼料		中雛用		71T B第17号	17.0 17.2	2.0 3.1	6.0 4.8	10.0 6.4					
カネニ印完全配合飼料		成鶏飼育用ニューカネニマツシユ		70T D第299号	16.0 17.6	2.0 4.0	6.5 4.0	12.5 9.3					
下関市東大和町大浜 林兼産業株式会社 下関飼料工場		カネニ印完全配合飼料		チツク前期		69T A第4号	20.0 22.9	3.0 3.1	5.0 2.7	8.0 6.3	昭和46年12月23日 境港市上道町1825 三代肥料店 境港営業所		
カネニ印完全配合飼料		チツク後期		69T C第25号	16.0 16.3	2.5 2.8	6.0 3.6	8.0 7.1					
カネニ印完全配合飼料		チツク後期		70T D第321号	17.0 17.9	2.5 3.2	5.0 3.0	12.5 10.2					
境港市外江町3743番地の1 山陰くみあい飼料株式会社									昭和46年12月23日				

01079

非 登 録 飼 料

(備考) 検査結果の成分検査の欄中、上段は保証成分量を示し、「粗たん白質」及び「粗脂肪」の欄は「以上」を示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。
 収去年月日その他特記すべき事項の欄中、場所の表示のあるものは、当該場所において当該飼料を収去したことを示し、当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

くみあい標準配合飼料 成鶏用16S号マツシユ	70TD第189号	16.0 16.4	3.5 4.5	6.0 2.8	12.5 9.7
------------------------	-----------	--------------	------------	------------	-------------

製造事業場の所在地および名称 飼 料 の 名 称	表示区分	検 査 結 果					収 去 年 月 日 そ の 他 特 記 す べ き 事 項
		粗たん白質	粗 脂 肪	粗 纖 維	粗 灰 分	注 意 検 出 物	
姫路市飾磨区細江字浜万才1290 アミノ飼料工業株式会社 姫路工場 味えき完全配合飼料 養豚後期サソニートT	表	14.0 14.8	3.0 3.9	6.0 2.2	9.0 6.0		昭和46年12月22日 米子市中島1本松 西郷米穀卸協同組合 飼料倉庫
玉野市築港5967番地 中国飼料合資会社 カネニ印完全配合飼料 ミートライソ	表	14.0 15.1	1.5 3.3	7.5 4.0	10.0 6.2		昭和46年12月22日 米子市目久美町173 (有) 高野令一商店 飼料倉庫
小野市泰田町字中曾根388の2 全国酪農業協同組合連合会 関西飼料工場 は乳期子牛育成用尿素配合飼料 ビーフスターターA	表	22.0	4.8	6.5 5.4	8.0 5.8		昭和46年12月22日 米子市加茂町2丁目40番地 鳥取県酪農業協同組合 連合会飼料倉庫
若令乳用肥育用尿素配合飼料 ラクビーフ	表	13.7	2.4	7.0 6.0	6.0 4.5		
若令乳用牛肥育用配合飼料 マーブル	表	10.0	2.2	7.0 4.9	6.0 3.3		

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価 一部一箇月三百円(送料を含む)】

米子市蚊屋170の2

みついクロレラ販売株式会社

クロレラフード中央研究所

混合飼料 クロレラフードF10

表	10.0 12.3	0.6	15.0 6.5	48.0 45.9	塩酸不溶解物 31.5	昭和46年12月23日
---	--------------	-----	-------------	--------------	----------------	-------------

(注意) 表示区分の欄中、「表」とあるのは法律15条の2の規定により成分等表示票を附した飼料を、「栗」とあるのは任意に成分票を附した飼料を、空白はそれら以外の飼料を示す。

検査結果の成分検査の欄中、上段は表示成分量を示し、「粗たん白質」及び「粗脂肪」の欄は「以上」を示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。

収去年月日その他特記すべき事項の欄中、場所の表示のあるものは、当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは、当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

鳥取県告示第百八十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、会見地区農宮ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同法同条第四項において準用する同法第八十七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年三月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年三月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯郡会見町

会見町役場

四 異議の申立て

この換地計画に係る土地又はその土地に定着する物件の所有者その他これらの土地、物件又は権利に関し権利を有する者は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第百八十九号

昭和四十七年二月五日付けで東伯郡東伯町大字徳万一九一番地の二東伯町から申請のあつた東伯町笠田地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年三月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年三月十日から二十日

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることとなる。

公 告

歯科技工法（昭和30年律法第168号）第12条第1項の規定による鳥取県歯科技工士試験を次のとおり実施する。

昭和47年3月10日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 実施期日

学説試験 昭和47年4月1日 午前9時から

実地試験 昭和47年4月2日 午前9時から

2 実施場所

鳥取市富安八ヶ坪42-2

鳥取高等歯科技工士学院

3 受験願書の提出期間

昭和47年3月10日から昭和47年3月17日まで

歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第11条の規定による歯科衛生士試験を次のとおり実施する。

昭和47年3月10日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 実施期日

学説試験 昭和47年4月7日 午前9時から

実地試験 昭和47年4月8日 午前12時から

2 実施場所

鳥取市戎町325番地

鳥取県立歯科衛生士学院

3 受験願書の提出期間

昭和47年3月10日から昭和47年3月17日まで